

(別紙第 2)

事務総局会議資料 (1月26日開催)

【資料】

平成28年度裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要事項（案）

1 中央研修・

実施場所は裁判所職員総合研修所（司法研修所と合同実施の場合は司法研修所で実施する場合もある。）

(1) 管理者層

研修期間は2日から5日程度、参加者は、首・次席書記官、首・次席家裁調査官、次長等10人から100人程度

ア 研修計画協議会

イ 首席書記官研究会

ウ 首席家庭裁判所調査官研究会

エ 管理者研究会

オ 管理者研究会（支部運営）

カ 次席家庭裁判所調査官等研究会

(2) 中間管理者層

研修期間は2日から4日程度、参加者は、主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等30人から300人程度

ア 中間管理者（裁判部）研修

イ 中間管理者（事務局）研修

ウ 研修指導研究会

エ 実務指導研究会

オ 主任家庭裁判所調査官研修

(3) 書記官・家裁調査官・係長等層

研修期間は2日から5日程度、参加者は、書記官、家裁調査官、係長等20人から100人程度

ア 各種事件（民事・刑事・家事・少年）の実務上の課題についての研究を行う実務研究会

（ア）民事実務研究会

（イ）刑事実務研究会

（ウ）家事実務研究会

（エ）家事特別研究会

（オ）少年実務研究会

イ 各官職・役職の専門性を高めるための研修

（ア）家庭裁判所調査官特別研修

（イ）家庭裁判所調査官専門研修

- (ウ) 家庭裁判所調査官応用研修
 - (エ) 速記官中央研修
 - (オ) 係長等（総務担当）研修
 - (カ) 係長等（人事担当）研修
 - (キ) 係長等（会計担当）研修
 - (ク) 研修事務担当者研修
 - (4) 新採用職員
総合職採用職員初任研修
研修期間は3日程度、参加者は、総合職採用職員50人程度
 - (5) CA研修実務試験
研修期間は80日程度、参加者は、裁判所書記官任用試験の口述試験合格者50人程度、実務研修の実施場所は各実施庁
 - (6) その他
研修期間は2日から4日程度、参加者は、執行官、書記官、家裁調査官、事務官等10人から120人程度
 - ア 執行官の執務能力向上をめざした研修
 - (ア) 総括執行官研究会
 - (イ) 執行官実務研究会
 - (ウ) 新任執行官研修
 - イ 情報関係スキルの向上や意識の高揚を目的とした研修
 - (ア) 情報セキュリティ研修
 - (イ) 情報処理研修
- 2 高裁委嘱研修
実施場所は各高等裁判所
- (1) 管理者層
次席家庭裁判所調査官等実務研究会
研究期間は1日程度、参加者は、次席家裁調査官等50人程度
 - (2) 中間管理者層
新任中間管理者研修
研修期間は5日程度、参加者は、新たに主任書記官等になった者等250人程度
 - (3) 書記官・家裁調査官・係長等層
研修期間は3日から11日程度、参加者は、書記官、家裁調査官、係長等240人から400人程度
 - ア 書記官ブラッシュアップ研修
 - イ 家庭裁判所調査官実務研究会

ウ 新任係長研修

(4) 事務官等層

研修期間は2日から11日程度、参加者は、事務官等100人から250人程度

ア 事務官専門研修

イ ジャンプアップ研修

ウ 事務官法律研修

(5) 新採用職員

新採用職員研修

研修期間は5日程度、参加者は、新採用職員等360人程度

3 自庁研修等

実施場所は各実施庁

フレッシュセミナー（参加者は新採用職員等）、フォローアップセミナー（参加者は採用後1年程度の事務官等）、ステップアップ研修（参加者は採用3年目の事務官等）等

4 研究

実施場所は、裁判所職員総合研修所、研究員の所属庁及び関係機関等；研究期間は1か月から1年程度、参加者は、書記官、家裁調査官等2人から20人程度

(1) 合同実務研究

(2) 書記官実務研究

(3) 家庭裁判所調査官実務研究

(4) 家庭裁判所調査官関係機関特別研究

5 養成

(1) 裁判所書記官養成課程

ア 第一部（法学履修者を対象）

研修期間は1期1年間、参加者は、第一部第13期生130人程度

イ 第二部（法学未履修者を対象）

研修期間は1期2年間、参加者は、第二部第12期生及び第二部第13期生各60人程度

(2) 家庭裁判所調査官養成課程

研修期間は1期2年間、参加者は、第12期生及び第13期生各45人程度

6 このほか、具体的な局課案件の進展状況、喫緊の課題等に応じて、別途研修を実施することがある。